2026 年 6 月

「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会」の設置趣旨、構成員について

１．設置趣旨

・自賠責保険の経費は、ノーロス・ノープロフィットの原則を踏まえ、各社の個別事情に因らず、正確かつ統一的に把握するため、全社共通の「経費計算基準」により計算されている。

・「経費計算基準」は、2024 年 6 月 4 日開催の自賠責保険審議会の議事を受け、2012 年以降見直されていないこと、また、その後の環境変化も見られることなどから、損保協会に第三者委員会を設置して今日的な妥当性等について検証し、2025 年 1 月 10 日開催の第 150 回自賠責保険審議会で論議のうえ、見直しを行った。また、将来の見直し基準として、自賠責経費に影響を及ぼすと考えられる項目に「キャッシュレス比率」および「異動・解約非対面手続き率」を選定し、いずれも 40%超の定量基準を設けた。

・今般、定量基準等について検証した結果、「異動・解約非対面手続き率」が定量基準の 40%を超えたことを確認した。これを踏まえ、経費計算基準等の見直しの是非を確認する手続きを進める。

・検討にあたっては、前回と同様、中立的な立場から議論を行うため、「自賠責保険の経費の計算方法等に関する第三者委員会（以下、「第三者委員会」という）」を設置する。なお、第三者委員会は非公開とするが、各回開催後に資料等を損保協会ホームページで公表する。

２．構成員

・第三者委員会の構成員は、学識経験者・会計専門家等から委員を選定し、委員長は委員から選任する。また、金融庁、損害保険料率算出機構はオブザーバーとして参加する。事務局は損保協会とする。

（１）委員（敬称略・五十音順）

・大野　澄子　　永沢総合法律事務所　弁護士
・草地　克紀　　PwC Japan 有限責任監査法人　パートナー
・後藤　元　　東京大学大学院　法学政治学研究科教授
・林　　真実　　公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
　　消費生活アドバイザー
・柳瀬　典由　　慶應義塾大学商学部教授
・家森　信善　　神戸大学経済経営研究所教授

（２）オブザーバー

・金融庁
・損害保険料率算出機構

（３）事務局

・一般社団法人　日本損害保険協会（業務企画部自動車・海上グループ）